

建設事業のみなさまへ

建設業の働き方改革に向けて ～ 猶予期間 1 年を見据えて～

令和 6 年 4 月 1 日から **罰則付きの**
時間外労働の上限規制が適用されます

つまり臨時的な特別な事情で、労使が合意する場合でも以下を超えられなくなります。

☑ **年 7 2 0 時間以内**

☑ **複数月平均 8 0 時間以内（休日労働を含む）**

（「2 か月平均」「3 か月平均」「4 か月平均」「5 か月平均」「6 か月平均」が
全て 1 月当たり 8 0 時間以内）

☑ **1 0 0 時間未満（休日労働を含む）**

法律で定められた労働時間・休日に関する原則

労働時間の限度：1 日 8 時間及び 1 週 4 0 時間

休日：毎週少なくとも 1 日

これを超える場合

あらかじめ 3 6 協定の締結、
監督署への届出が必要

令和 6 年
3 月 3 1 日まで

様式 9 号の 4 による届け出

令和 6 年
4 月 1 日から

様式 9 号 若しくは 様式 9 号の 2

災害の復旧・復興の対応が見込まれる場合

様式 9 号の 3 の 2 若しくは 様式 9 号の 3 の 3

による届け出



厚生労働省北海道労働局室蘭労働基準監督署

問い合わせ先 0143-23-6131